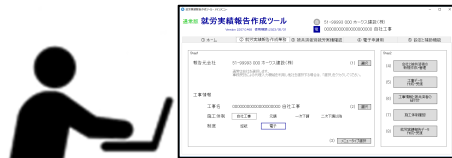


基本的な流れ

①会社、被共済者情報の登録



就業実績報告作成ツール（以下、「ツール」）に会社情報と雇用する被共済者情報を入力

③就業実績の入力



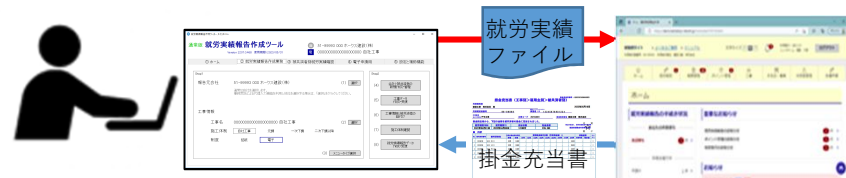
毎月の就業日数を被共済者毎にツールへ入力

②退職金ポイントの購入



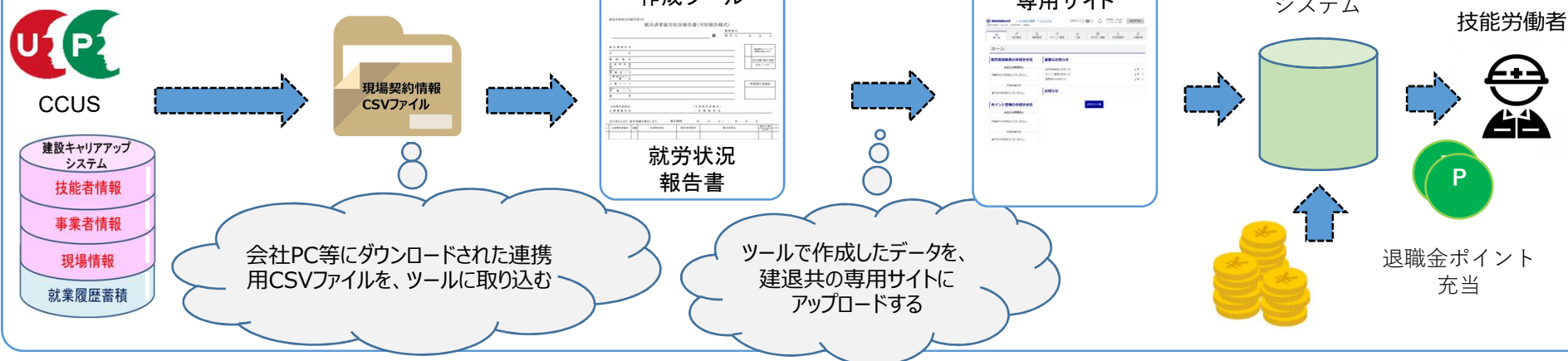
電子申請専用サイト（以下、「専用サイト」）で必要な退職金ポイントをページ一口座振替で購入

④就業実績の登録（掛金の充当）



ツールから被共済者ごとの就業実績ファイルを出力、専用サイトに登録すると掛金充当される

CCUSとのデータ連携



電子申請方式のメリット

証紙の貼付がなくなること、掛金納付に関連する事務負担が軽減される。

	事務名	証紙貼付方式	電子申請方式	メリット（利用者の声）
事務負担の軽減	証紙の購入	●金融機関の窓口で証紙を購入する ※証紙購入の際は、事前に申込みが必要な金融機関もある	●電子申請サイトにて退職金ポイントを購入する	● 証紙購入の手間が省ける ・証紙を購入するために銀行へ行く手間がなくなったので全体的に建退共事務が楽になった。 ・購入代金の支払いもインターネットバンキングですることができ、掛金収納書も印字できるのもいい点だと思う。
	証紙の交付（元請→下請）	●元請は下請から申請された就労実績に基づき証紙の交付を行う	●元請は下請から申請された就労実績を電子申請サイトに登録すると退職金ポイントが付与される	● 証紙交付に係る手間や郵送料がかからない ・下請も電子申請方式になって順調に進んでいる。
	証紙の貼付・消印	●手帳へ証紙を貼付し、消印する	●電子申請専用サイトを通じて被共済者の納付実績に退職金ポイントが登録される	● 証紙貼付、消印の手間が省ける ・枚数を確認しながら証紙を貼り付ける作業がなくなったのでとても楽になった。 ・証紙を一枚一枚貼付していた時と比べるとはるかに作業効率上がり、楽になった。
	証紙受払簿の作成	●元請は証紙購入及び交付状況を証紙受払簿に記入する ●下請は証紙受給、交付及び貼付状況を証紙受払簿に記入する	●電子申請専用サイトでポイント管理や掛金充当が管理され、作成が不要となる	● 証紙受払簿の作成の手間が省ける ・電子申請専用サイトは、使い始めたばかりだが、便利に使える。工事別業者別一覧は様式としてでるので、集計も一目瞭然なので、使いこなせば大変便利になると思う。
	証紙の管理・保管	●未使用の証紙を管理・保管する	●電子申請専用サイトで退職金ポイントの管理、残高確認が可能となる	● 証紙の管理、保管の手間が省ける ・毎月、必要数のみをその場で購入することができるため、貯蔵品（証紙）を持つ必要がなくありがたい。
	発注者への提出書類	●受注時、工事完了時に紙面での作成及び提出が必要となる	●受注時、工事完了時に電子申請専用サイトから電子署名入りのPDFで発行及び提出が可能となる	● 紙面での提出書類が削減できる ● 書類の真正性の確保 ・証紙を貼ったり、手帳をコピーする手間が省けたので楽になった。
サービスの向上	不正利用の防止	●証紙をコピーして貼付する等の偽造証紙問題が発生している	●電子ポイント（電子掛金）のため偽造のリスクがない	● 証紙の不正利用防止につながる
	CCUSとの連携		●CCUSの就業履歴情報をツールに取り込めば（CSV連携）、効率的・正確に行うことが可能となる	● ツールで就労実績を入力する手間が省ける ・現場に従事する技能者のCCUS登録を進めやすい場合や、一時下請企業などが処理する場合で、自社の下位の施工体系に属する下請企業の技能者の登録が完了している場合に、CCUS連携を活用して便利だ。
	今後の検討課題 手帳	●全被共済者に対して手帳を交付している	●将来的には手帳の電子化を検討	● 掛金納付状況を確認できる ● 手帳の紛失再交付時に手帳に貼付されていた証紙が再交付時に認められない事案がなくなる

建退共の電子申請方式の利用促進に向けた具体的な方針と施策

①CCUSとの更なる連携強化

- CCUSと建退共の加入事業者を突き合わせ、未加入事業者への働きかけを随時強化。
- CCUSシステム、建退共システムの改修のタイミングに向けた連携強化。
- （一財）建設業振興基金と建退共で合同説明会の開催（随時）。

②オンライン申請の拡充

- 令和7年10月に予定している建退共システムの更改にあわせ、申請件数の多い共済手帳の更新手続き等を含め、建退共の手続きについてオンライン申請を活用した仕組みを構築。
- さらに操作画面上での簡易審査を導入し、手続きの平易化・利用者の利便性の向上を図る。

③電子申請普及のためのモデル地区設置

- 都道府県単位で電子申請方式の普及推進のためのモデル地区（以下「モデル地区支部」という。）を指定し、同方式の周知・広報および操作方法等の説明会を集中的に実施。
- モデル地区支部に「電子申請相談員（仮称）」を設置し、共済契約者への対面による相談対応や電子申請操作説明会を開催。また、普及に向けた課題やシステム改善案のとりまとめ等を実施してもらうことを想定。
- 「電子申請相談員（仮称）」は、支部の職員が同相談員となる方法、外部のPC操作に長けた者を派遣する方法等を想定。一定期間本部で研修を受けてもらい、モデル地区選定支部に配属することも検討中。
- 現在、3地区を選定し、実施に向けて調整中。普及のための実施計画を策定した後、活動開始予定。

④ニーズに応じた説明会の開催

- パソコンに不慣れな担当者向けやCCUSとの連携に特化した操作方法など、様々な必要に対応した説明会を実施。
- 7月より全国47都道府県にて順次開催中。

⑤事務手続きの簡素化

- 建設業許可番号情報等との自動連携による共済契約者の住所変更等の手続きのワンストップサービスを導入。
- 令和5年10月2日に中小企業退職金共済法施行規則の省令改正公布。12月1日施行。
- 建設業退職金共済約款の改正について運営委員会・評議員会を書面開催（11月）。並行して周知用チラシを関係団体へ発送。
- 令和6年1月頃に、全共済契約者に許可番号等の利用に関する調査を実施。この際、電子申請専用サイトのログインID・PWを発送し、調査結果を電子申請専用サイトにて回答依頼することで、電子申請専用サイトの利用率向上も目指す。
- 令和6年度より実装予定。